

思 い や り 駐 車 場

「思いやり駐車場」は、歩行や車の乗り降りが難しい方が、公共施設や商業施設等を安心して利用できるよう、施設を利用される皆様の「思いやり」と「譲り合い」の暖かい心をもって進めている制度です。この度、妊産婦の方について、駐車場利用の安全性の向上などから、利用期間を見直すこととしました。

妊産婦の方の
利用証（赤）



●これまで
妊娠 7 か月～出産後 1 年 6 か月まで

★令和 5 年 6 月から

妊娠 7 か月～出産後 2 年まで

多胎児の場合は出産後 3 年まで

★ 6 月 1 日より前に利用証の交付を受けている方へ

既に交付されている利用証についても、ご本人の希望に応じて、有効期限を延長することができます。返却された方は、期限までの利用証を再発行できます。延長等を希望される場合は、交付時と同様に申請手続きを行ってください。

【手続きに必要なもの】

- ① 交付申請書
- ② 母子健康手帳（多胎児の場合は各々の手帳）
- ③ 利用証（※お持ちの方）
- ④ 本人確認書類（※代理の方が手続きをされる場合）

詳しくは Web へ！

広島県思いやり駐車場

検索

《問い合わせ》

広島県 健康福祉局 地域共生社会推進課
電話：082-513-3144